

多気北畠氏遺跡保存・活用協議会設置要綱

平成22年5月26日

(設置)

第1条 津市美杉町多気地域に存する多気北畠氏遺跡をはじめとする歴史的資産の保存、活用等に関する地域の意見を聴くため多気北畠氏遺跡保存・活用協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 協議会の所掌事項は、多気地域の歴史的資産に係る次に掲げる事項について検討し、教育長に対して意見を提出することとする。

- (1) 保存に関すること。
- (2) 整備及び活用に関すること。
- (3) その他教育長が必要と認めること。

(構成)

第3条 協議会は、委員20人以内で構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 関係団体の代表者
- (2) 学校長
- (3) その他教育長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長1人を置く。

2 会長は、委員の互選により定める。

3 副会長は、会長が委員のうちから指名する。

3 会長は、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(部会)

第7条 協議会における合意形成を円滑に行うため、必要に応じて協議会に部会を置くことができる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、津市教育委員会事務局生涯学習課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成22年5月31日から施行する。
- 2 この要綱の施行後最初に開かれる会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、教育長がこれを招集する。